

## 工事請負契約における建設リサイクル法についてお願い

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）の対象工事の場合、落札後工事担当課の監督員と事前説明書等の書き方や提出時期などについて十分打ち合わせをしてください。

建設リサイクル法第12条の「説明書」は、請負事業者が発注者に契約締結前までに書面を交付して説明しなければならないと規定されています。

また、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」は、工事請負契約書に綴じ込まなければなりません。

### 【電子契約の場合】

建設リサイクル法第12条の「説明書」（1部）、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」（1部）を同時に工事担当課の監督員に提出してください。

監督員の確認を経て「法第13条及び省令第7条に基づく書面」の右下に工事担当課の收受印を押印したもの（別紙含む）のPDFデータを契約課宛にメール送付してください。

（契約課メールアドレス [fj-keiyaku@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-keiyaku@city.fujisawa.lg.jp)）

### 【紙による契約の場合】

建設リサイクル法第12条の「説明書」（1部）、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」（2部）は同時に工事担当課の監督員に提出してください。

監督員の確認を経て「法第13条及び省令第7条に基づく書面」の右下に工事担当課の收受印を押印したものを契約書に綴じ込んでください。

契約書に綴じ込む順番は原則として以下のとおりです。

1. 契約書表紙
2. 契約書約款
3. 仲裁合意書
4. 法第13条及び省令第7条に基づく書面
5. 質問書
6. 設計書
7. 図面

---

工事完了時には、「工事等しゅん工届」と併せて建設リサイクル法「再資源化等報告書」を工事担当課の監督員に提出してください。